

令和7(2025)年度栃木県公立学校新規採用教員選考基準

栃木県教育委員会

I 各試験の概要

1 第1次試験

(1) 学力試験

種別	対象者	時間	内 容
一般教養	全志願者	50分	①一般教養・教職教養 ②50問(1問2点)・100点満点 ③選択形式での解答
専門科目	小学校 志願者	80分	①共通問題 (国・社・数・理・英・音・美・保体・家) ②国・社・数・理 各15点 英・音・美・保体・家 各8点 計100点満点
	中学校 高等学校 養護教諭 志願者	音・美・保体 50分 その他 80分	①校種別、教科・科目等別の問題 ②100点満点 (中・高音、中・高美、中・高保体は50点満点)
	特別支援学校 志願者	80分	①特別支援教育の専門に関する問題 ②100点満点

(2) 実技試験

教科	対象者	内 容
音楽	中・高の 音楽志願者	①聴音・ピアノ実技・視唱・弾き歌い ②合計50点満点
美術	中・高の 美術志願者	①平面作品・立体作品制作 ②合計50点満点
保健体育	中・高の 保健体育志願者	①[必修]器械運動 [選択1]球技3種目から1種目 [選択2]武道・ダンスから1種目 ②合計50点満点

2 第2次試験

(1) 実技試験

教科	対象者	内 容
技 術	中学校の 技術志願者	①パソコンに関する実技・木工製品の製作 ②合計100点満点
家 庭	中・高の 家庭志願者	①調理・裁縫 ②合計100点満点
英 語	中・高の 英語志願者	①英語によるインタビュー ②100点満点
情 報	高等学校の 情報志願者	①プログラミング ②100点満点
電 気	高等学校の 電気志願者	①回路の作成 ②100点満点
機 械	高等学校の 機械志願者	①製図 ②100点満点
建 築	高等学校の 建築志願者	①製図 ②100点満点

(2) 個人面接①「総合的な資質・能力に関する面接」

①面接委員…民間企業の人事担当者等、行政職員を含む3名 ②面接時間等…1人15分～20分程度 ③評価の観点…主として人間性・協調性・堅実性 ④総合評価…A B C D Eの5段階評価
--

(3) 個人面接②「実践的な指導力に関する面接」

①面接委員…教育行政職員3名 ②面接時間等…1人15分～20分程度 ③評価の観点…主として指導力・対応力・判断力 ④総合評価…A B C D Eの5段階評価

(4) 論作文（※高等学校、特別支援学校、養護教諭（高・特）志願者対象）

①内容…今日的な教育課題等に関して、客観的に自分の意見や考えをまとめるとともに、教師としての資質、能力、意欲について問う ②試験時間…50分 ③字数制限…600字～1000字 ④評価の観点…課題把握・実践意欲・文章構成 ⑤総合評価…A B Cの3段階評価

Ⅱ 合格者決定等に関する審議の手順

【第1次試験】

- ※ 一般選考については、原則、下記1、2に示すとおりとする。
- ※ 特別選考については、下記1、2に示す審議対象者の範囲及び1次合格者数には含めず、審議の手順を別に定めることとする。

1 審議対象者の決定について

(1) 審議対象者の範囲

- 審議対象者は、専門科目の得点上位者から採用予定数の3倍程度とする。

(2) 学力試験（実技試験を含む）について

審議対象者は、(1)に該当する者のうち、次の①及び②の基準を満たす者とする。

- ① 一般教養試験の得点は、基準点以上とする。基準点は60点とするが、全体（小中・県立）の平均点が60点に満たない場合は、平均点とする。
- ② 専門科目（実技試験を実施した科目はその結果を含む）の得点は、それぞれの平均点以上とする。

2 1次合格者の決定について

審議対象者の中から、学力試験（実技を含む）等を考慮し、1次合格者を決定する。

(1) 1次合格者数について

- ① 小学校・特別支援学校は、専門科目の得点上位者から採用予定数の1.5倍程度を1次合格者とする。
- ② 中学校・高等学校・養護教諭（小中・県立）は、専門科目の得点上位者から採用予定数の2倍程度を1次合格者とする。

(2) 小中学校の併願の扱いについて

- ① 第1志望、第2志望とも合格範囲または第1志望のみが合格範囲の場合
…第1志望での合格とする。
- ② 第1志望が合格範囲外で、第2志望が合格範囲の場合
…第2志望での合格とする。

※ 特別選考対象者の審議について

【介護等の事由による退職者を対象とする一部試験を免除した選考について】

- 対象者はすべて1次合格者とする。

【小学校における英語教育に係る特別選考について（英語の免許による一部試験の免除）】

1 審議対象者の決定について

- 対象者はすべて審議対象者とする。

2 1次合格者の決定について

- 審議対象者の中から、学力試験等を考慮し、1次合格者を決定する。
- 学力試験については、原則として、専門科目の得点は平均点以上とする。

【特別支援学級担当の経験等により一部試験を免除した選考について】

1 審議対象者の決定について

- 第1次試験の一般教養試験免除となった対象者はすべて審議対象者とする。

2 1次合格者の決定について

- 第1次試験免除となった対象者はすべて1次合格者とする。
- 審議対象者の中から、学力試験（実技を含む）等を考慮し、1次合格者を決定する。
- 学力試験については、原則として、専門科目の得点は平均点以上とする。

【スポーツの実績により一部試験を免除した選考について】

1 審議対象者の決定について

- 対象者はすべて審議対象者とする。

2 1次合格者の決定について

- 審議対象者の中から、学力試験（実技を含む）等を考慮し、1次合格者を決定する。
- 学力試験については、原則として、専門科目の得点は平均点以上とする。

【教職経験（現職教諭等）により一部試験を免除した選考について】

- 対象者はすべて1次合格者とする。

【前年度第2次試験Aランクにより一部試験を免除した選考について】

- 対象者はすべて1次合格者とする。

【大学推薦特別選考について】

小学校

- 対象者はすべて1次合格者とする。

高等学校（情報）

1 審議対象者の決定について

- 対象者はすべて審議対象者とする。

2 1次合格者の決定について

- 審議対象者の中から、学力試験（実技を含む）等を考慮し、1次合格者を決定する。
- 学力試験については、原則として、専門科目の得点は平均点以上とする。

【特定の資格や経歴により一部試験を免除した選考について】

- 1 審議対象者の決定について
 - 対象者はすべて審議対象者とする。
- 2 1次合格者の決定について
 - 学力試験及び社会経験やキャリア等を考慮し、総合的に判断して、1次合格者を決定する。
 - 学力試験については、原則として、専門科目の得点は平均点以上とする。

【障害のある方を対象とした選考について】

- 1 審議対象者の決定について
 - 対象者はすべて審議対象者とする。
- 2 1次合格者の決定について
 - 審議対象者の中から、学力試験（実技を含む）等を考慮し、1次合格者を決定する。また、学力試験については、障害の種類や程度に応じて弾力的に取り扱うものとする。
 - 学力試験については、原則として、次の①及び②の基準を満たす者とする。
 - ① 一般教養試験の得点は、基準点以上とする。
 - ② 専門科目の得点は、平均点以上とする。

【講師等経験者特別選考について】

- 1 審議対象者の決定について
 - 対象者はすべて審議対象者とする。
- 2 1次合格者の決定について
 - 審議対象者の中から、学力試験（実技を含む）等を考慮し、1次合格者を決定する。
 - 学力試験については、原則として、専門科目の得点は平均点以上とする。

【大学3年生を対象とした特別選考について】

- 1 審議対象者の決定について
 - 次の①及び②の基準を満たす者を審議対象者とする。
 - ① 一般教養試験の得点は、基準点以上とする。基準点は60点とするが、全体（小中・県立）の平均点が60点に満たない場合は、一般選考における平均点とする。
 - ② 専門科目（実技試験を実施した科目はその結果を含む）の得点は、一般選考におけるそれぞれの平均点以上とする。
- 2 1次合格者の決定について
 - 審議対象者の中から、学力試験（実技を含む）等を考慮し、一般選考基準に準じて、1次合格者を決定する。

【第2次試験】

※ 選考については、原則、下記1、2、3に示すとおりとする。

1 候補者の決定について

(1) 個人面接について（個人面接の面接委員合計6名による評価）

○ 次の①、②のいずれかを満たす者

① DまたはEの評価を受けていない者の中で、面接委員の3名以上からAまたはBの評価を受けた者。

② 1名のみDの評価を受けた者の中で、面接委員の4名以上からAまたはBの評価を受けた者。

(2) 実技試験、論作文について

○ 次の①、②を満たす者

① 実技試験

・ 得点が50点以上の者。

・ 介護等の事由による退職者を対象とする一部試験を免除した選考で出願する者は実技試験を免除する。

② 論作文

・ 2名からCの評価を受けていない者。

2 合格者の決定について

○ 1により候補者となった者の中から、2次試験の結果や免許取得状況等を総合的に検討し、合格者を決定する。

3 「障害のある方を対象とした選考」について

○ 上記1・2に準じて審議し、合格者を決定する。